

- 振替納付日について
- 期限内に納付しなかった場合は

振替納付日について

平成28年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告	平成29年4月20日（木）
平成28年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成29年4月25日（火）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

※ 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。

また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、平成 29 年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、**年 2.7%**の割合
 - ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、**年 9.0%**の割合
- 具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに次表により計算します。

※ 国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/entaizei/entai.htm#keisan>

①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 納付すべき 本税の額 〔10,000円未満 の端数切捨て〕 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 延滞税の割合 2.7% </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 金額 〔1円未満の 端数切捨て〕 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">365（日）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>（注）法定納期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日まで I 完納の日 II 納期限の翌日から2か月を経過する日</p>	納付すべき 本税の額 〔10,000円未満 の端数切捨て〕	×	延滞税の割合 2.7%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕					365（日）		
納付すべき 本税の額 〔10,000円未満 の端数切捨て〕	×	延滞税の割合 2.7%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕									
				365（日）											
②	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 納付すべき 本税の額 〔10,000円未満 の端数切捨て〕 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 延滞税の割合 9.0% </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 金額 〔1円未満の 端数切捨て〕 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">365（日）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>（注）上記①の期間の最終日の翌日から完納の日まで なお、上記①における期間の最終日が「I 完納の日」の場合は、②の計算は必要ありません。</p>	納付すべき 本税の額 〔10,000円未満 の端数切捨て〕	×	延滞税の割合 9.0%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕					365（日）		
納付すべき 本税の額 〔10,000円未満 の端数切捨て〕	×	延滞税の割合 9.0%	×	期間（日数） 〔（注）に掲 げる期間〕	=	金額 〔1円未満の 端数切捨て〕									
				365（日）											
③	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">①の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">②の金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 延滞税の額 〔100円未満の 端数切捨て〕 </td> </tr> </table> <p>※上記により計算した「延滞税の額」が1,000円未満である場合には、延滞税はかかりません。</p>	①の金額	+	②の金額	=	延滞税の額 〔100円未満の 端数切捨て〕									
①の金額	+	②の金額	=	延滞税の額 〔100円未満の 端数切捨て〕											

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。